

[調査報告] 北朝鮮の食糧危機と難民発生に関する 調査報告(下)

著者	李 英和
雑誌名	關西大學經濟論集
巻	50
号	1
ページ	53-60
発行年	2000-06-15
その他のタイトル	North Korea's Food Crisis and Refugees (2)
URL	http://hdl.handle.net/10112/4412

調査報告

北朝鮮の食糧危機と難民発生に関する調査報告〔下〕

李 英 和

目次

1. 調査の目的と方法
2. 北朝鮮の食糧危機と難民の発生状況〔以上前号〕
3. 中朝両国の難民政策と難民の生活実態
4. 中朝両国の社会経済に及ぼす影響
5. 今後の課題と展望

3 中朝両国の難民政策と難民の生活実態

〔1〕不法越境者の動向と渡河形態

中国と北朝鮮の国境は、鴨緑江（約780km）と豆満江（約560km、中国名は「図們江」）の二つの自然国境からなる。総延長が約1,300kmに及ぶ国境線の内、難民の主要な越境ポイントは50箇所以上と見られる。その中でも最大の渡河地点と目されるのが、豆満江上流部に位置する北朝鮮側の鉦山都市・茂山郡近辺である。茂山郡の対岸となる中国側には、南坪村、芦果鎮、三合鎮の各農村部が位置している。もうひとつの有力な渡河地点である恵山市（両江道）からも、住民が茂山郡近辺まで移動してきて越境する場合が少なくない²²⁾。

その最大の理由は中国側の朝鮮族住民の人口密度の高さにある。鴨緑江沿いの恵山市の対岸には、吉林省の長白県と二十道溝村が位置している。しかし、同地は、南坪村・芦果鎮・三合鎮に比べると、相対的に朝鮮族人口が少ない。また、南坪村・芦果鎮・三合鎮の場合のように、約20万人の朝鮮族人口を有する延辺朝鮮族自治州の州都・延吉市

という後背地を持たない。越境時に難民が漢族住民と遭遇した場合には、辺境防衛隊（中国側の国境警備隊）に通報される危険性が極めて高い。また、難民の多くは、中国側の村落（朝鮮族農家）に一時滞在したのち、金品調達や潜伏定住を目的として、延吉市への移動を試みることになる。長白県や二十道溝村から延吉市への移動は、遠距離のうえに定期運行バスもなく、難民にとって現実的には移動不可能である。このことから、難民の「プル要因」は、共通の言語・習慣を有する朝鮮族住民の存在、およびその人口密度の高さにあることがわかる²³⁾。

難民の越境方法は徒歩による渡河で、主として夜間に試みられる²⁴⁾。渡河に要する時間は、川幅が30mほどの茂山郡の渡河ポイントの場合、結氷時には3～5分、解氷時には7～10分ほどである。不法越境には、個人レベルでの渡河と、密輸団を通じた集団渡河の二種類のケースがある。北朝鮮側の国境警備兵との間に事前の密約がある分だけ、後者の方が安全確実である。通常、短期の往復を前提とする場合には、密輸団を通じるケースが多い。理由は、北朝鮮領内に再越境する際の安全確保、すなわち北朝鮮側での過酷な処罰を免れることが緊要だからである。この点については後述する。

難民の内、93年～97年（第一期～第三期）までは、体力と気力の充実した青年層（とくに男性）が多数を占めた。しかし、98年（第四期）に入ると、青年男子が減少し、かわって老人と共に女性

と子供が著しく増加し始めている²⁵⁾。原因は二点に大別できる。ひとつは、北朝鮮国内での急速な食糧事情の悪化に伴い、家族単位での越境が増加したことがあげられる。もうひとつは、中朝両国の国境警備と難民の取り締まり状況、とくに北朝鮮側のそれと関係しているものとみられる。この点についても後述することにする。

〔2〕難民の主な生活実態

短期滞在者の場合、中国側の親戚を訪問して金品の支援を受けると北朝鮮に帰還する。このため、家族単位で越境する還流型の難民はほとんどない。査証を取得しての合法的な親族訪問の場合も、訪問者の未帰還を避けるために、「50歳以上で単身」が北朝鮮当局による許可条件となっている模様である。

合法形態であれ非合法形態であれ、「親族訪問」に際して、中国側親族は当初、相当額の金品を支援していた。しかし、北朝鮮の食糧危機が改善されず、後述する北朝鮮側の国境警備兵による収奪もあって、短期越境者が「リピーター」化してくるにつれて金品支援が次第に困難となる。また、北朝鮮当局が長期間にわたり親族訪問を厳しく制限してきたために、中国側親族の安否および所在を知らないままに越境してくる難民も少なくない。このような事情により、短期越境型が、結果的に潜伏定住型に転化するケースも多い。

「第三期」当初までは、潜伏定住型の難民の中でも、朝鮮族の親戚の紹介を得て、長白県など遼隔地で木材伐採工として季節労働に従事する青年男子がいた。また、酒場で各種労働（売春含む）に従事する老若の難民女性も少なくなかった。しかし、難民の急増と共に、中国側の摘発体制も順次強化され、これら労働に従事するのが次第に困難となり始める。「第四期」の難民流入の本格化に伴い、朝鮮族の自宅もしくは借間に匿われて潜伏するケースが増えた。その場合、多くは親族の支援を受けるが、親族でない朝鮮族の保護を受ける

ケースもある。

難民の内、女性（女兒を含む）の場合には、朝鮮族によって比較的匿われやすい。その理由は以下の通りである。家内労働の代行が可能なと、犯罪組織の管理下で性的労働に従事することが可能だからである。また、若年女性の場合、一定期間の潜伏潜在の後に、黒龍江省など遼隔地の「嫁不足」の農村地帯に転出することもできる。後者は、朝鮮族の親戚による紹介と、ブローカーを通じた「身売り」のケースがある。「第四期」以降、不法越境による親戚訪問の途上で悪質ブローカーに引掛かる「強制人身売買」が増え、次第に社会問題化しつつある。しかし、親戚の紹介であれブローカーの仲介であれ、通常は「自己志願」もしくは広義の意味で「本人同意」の場合が多い。その目的は、本人が飢餓を免れるため、北朝鮮の家族・親族に送金するため、あるいは難民摘発を免れるために「戸口」（住民戸籍）を入手すること、である²⁶⁾。

これに対して、潜伏定住が困難なのは青壮年男性と男子孤児である。潜伏定住型の難民男性の流入が激減した理由のひとつはこの点にある。男子の難民孤児が「ストリート・チルドレン」化し、市場や空港、あるいは観光名所の周辺で、朝鮮族や商用あるいは観光目的の外国人（主に韓国人）を相手に物乞いをする姿が目立つのも同じ理由による。青壮年男性の場合には、上述の女性と同様の手段で生計を営むのが困難であることは言うまでもない。これが青壮年男性難民の減少した主たる要因である。

〔3〕中朝両国の難民政策について

両国政府の間には、不法越境者の送還に関する相互協定が存在するとされている²⁷⁾。しかし、同協定は、近年の北朝鮮からの大規模な飢餓難民の流出入や、これに伴う政治的理由による不法越境者の発生を想定したものではない。中国政府は1982年に「難民条約」を批准している。したがって、

最近の不法越境者を「飢餓難民」もしくは「政治難民」と認定すれば、これら難民を保護する国際法上の義務を負うことになる。

しかし、現実には、不法越境者を逮捕し、北朝鮮へ強制送還するという措置を採っている。今年1月には、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）が難民認定を行った7名を強制送還している。これら措置を採る理由として、中国当局は「国境を越えてくる北朝鮮の人びと〔中略〕の大部分が親戚に会うための旅行など日常的に往来している北朝鮮の『公民』である」²⁰⁾としている。同見解に従えば、強制送還の対象者は、正規の旅券を有するが不法残留の状態にある者、もしくは一部の不法入国者ということになる。もしそうであれば、難民条約よりも中朝間の相互送還協定が優先することになる。

しかし、上述してきたように、近年の不法越境者の実態は、質と量の両面で、中国当局の公式見解から大きく乖離している。それでも、中国政府が強硬な難民政策を採る理由は、大略して以下の二点の治安問題にあるものと思われる。ひとつは、難民の大量流入によって自国の治安問題の悪化を懸念していることである。もうひとつは、北朝鮮政府からの、同国の治安維持を目的とした、取り締まり要請に応えるという側面である。これらは推測に過ぎず、公式な文書で確認されたものではない。しかし、現地調査で把握された両国の難民取り締まりの実態は、この推測をかなりの程度まで裏付けるものである。

中国が改革開放政策を実施するまで、両国の国境警備は極めて軽微なものであった。潜伏定住を試みる不法越境者は皆無に近く、また食糧配給制度をはじめとする両国の厳格な住民統制システムがそれを許さなかったからである。まず国境警備を強化したのは北朝鮮側である。改革開放政策の進捗と中韓国交樹立（92年9月）により、中国に対する不信感を北朝鮮政府が強めたからである。しかし、北朝鮮側の国境警備が本格的に強化され

るのは、難民が増加し始める96年（第三期）以降のことである。一方、難民の増加と共に、中国側の警備も徐々に強化され始めるが、「第三期」にはまだ緩やかなものであった。相対的には、現在でもなお中国側の国境警備の体制は軽微なものといえる。また、警備体制と並行して、摘発された難民に対する処罰状況も両国で強化されている。

まず、調査から判明した北朝鮮側の国境警備および難民取り締まり状況を確認しておく。これについては、1998年7月頃を境に、二つの時期に区分できる。

難民流出が本格化して以降、主要な渡河地点における北朝鮮側警備は約100m間隔となり、所々に土中に穴を掘って偽装を施した「潜伏哨所」が配置されるなど、著しく警備が強化された。通常、潜伏哨所では武装した兵士2名で一組が二交代制で警備に当たる。しかし、1998年7月頃までは、表面上の警備強化は別にして、北朝鮮側の国境警備兵が単身による越境者を発見しても、直ちに拘束することは稀であった。不法越境を試みる住民に対して、帰還の意思とおよその日程、および氏名等を確認した後に、渡河を黙過する場合がほとんどであった。その目的は、不法越境者を中国に行かせた後、彼・彼女らが持ち帰る金品の一部もしくは全部を警備兵が収奪するためである。したがって、出入国の際には、同一の渡河ポイントを使用し、同一の警備兵（警備チーム）を選択することになる。そうでない場合には、何らかの事情で帰還時期が著しく遅延した場合を含め、逮捕と処罰を免れないことになる。

このような北朝鮮側の警備事情が、難民流出を促進させた要因のひとつであることは言うまでもない。この「逸脱現象」が発生する背景となったのは、北朝鮮全体を覆う経済危機であった。とくに、北朝鮮当局による国境警備隊員に対する処遇が劣悪化したことに加え、除隊年限を引き上げたことに大きく起因する²⁰⁾。従来、除隊後には進学か職場斡旋を選択することができたが、除隊年齢が

引き上げられたことで進学が困難となり、深刻な経済危機で職場の斡旋が事実上不可能となった。そのため、在職中に「役得」を手中にしようとするのである。盧果鎮の村人によれば、「除隊するまでに10万元（北朝鮮ウォン）を貯める」と公言する実態であった。

中国帰りの越境者から金品を収奪する警備状況は、越境者が再び中国領内に戻り、再度の金品授受に失敗した場合にそのまま潜伏定住してしまうケースを生み出すことになる。これが難民の「押し出し（押し戻し）要因」となっているケースも少なくない。

同時に、上述した条件を満たさずに帰還を試みて逮捕された越境者には、厳しい処罰が加えられる。この処罰実態が、もうひとつの「押し出し（押し戻し）要因」となっている。

中国から強制送還されたり、北朝鮮側で逮捕された難民の内、青年男性の場合には、1993～97年頃までは2週間程度の拘留に処せられることが多かった。その中でも、中国での滞留が長期に渡ったり、政治的動機を疑われると、2～3カ月の長期拘留に処せられることになった。政治的動機が認定されると公開処刑もしくは政治犯の強制収容所に送られる。それ以外でも、通常、2週間以上の収監に遇うと、拷問を伴う厳しい取り調べや劣悪な給食・衛生状態のために餓死・病死する危険があるとされる³⁰。これは中国での「思想汚染」を警戒し、反体制勢力の出現を予防するための措置であると思われる。このことが、難民男性数の減少して女性および子供の難民が増加する要因となった。女性の場合には拘留期間が一週間以内であり、1～2日の短期間に釈放されることが多い。子供の場合には、拘留されない場合がほとんどである。ただし、親族の引き取り手がない場合には孤児収容施設に送られる³¹。このような厳しい処罰実態は、不法越境者が容易に北朝鮮へ帰還しない大きな要因を形成してきた。

1998年7月以降、上述した警備状況および処罰

実態ともに大きな変化が生じている。同年7月に実施された北朝鮮最高人民会議の代議員選挙を機に、国境警備が一段と強化されている。渡河ポイントに設置される「潜伏哨所」は、従来の約100m間隔から約50m間隔となった。また、1999年4月には、確認できた範囲で豆満江流域の約200kmに渡って脱出防止用の柵が設置された。さらに、聞き取り調査によれば、1999年12月頃から国境警備が三重に強化されている。国境警備隊に加えて、朝鮮人民軍保衛司令部、さらにその後方に「九・一訓練所」と通称される部隊を配置している。

国境警備と並行して、難民への処罰も格段に強化されている。最大の特徴は、98年7月以降に設置された「コップク」³²と俗称される収容施設の設置である。「コップク」を所管するのは、社会安全部（一般警察、現在「社会安全省」に改組改称）である。中国側で逮捕・強制送還された難民はまず、難民の「集結所」で国家保衛部（秘密警察、現在「国家安全省」に改組改称）の取り調べを受ける。この段階までは従来通りであるが、ここで「政治犯」と認定された者³³以外は、清津市（咸鏡北道）に新たに設置された「コップク」へ移送される³⁴。同施設での収容期間は、およそ2週間～3ヶ月とされる。ただし、再犯者の場合には、これより長期間の収容となる。収容期間中、安全部の監視下で再思想教育が施され、その一環として安全部所有の田畑で各種労働を強制される。同施設には冷暖房設備がなく、狭い監房に男女の別なくぎっしりと押し込められ、給食や衛生状態も極めて劣悪である。したがって、同施設に収容中に死亡する難民が少なくない。同施設での収容期間が終わると、難民の出身地にある安全部に移送され、当該地域の一般刑務所（労働教化所）に収監される。ようするに、「コップク」の新設に伴い、難民に対する処罰が従来の2段階方式から3段階方式へと強化されたのである。これに応じて生命の危険も増大することになる。上記措置に伴い、2000年1月～3月には難民流出が一時的に激減した。

次に中国側の国境警備および難民取り締まり状況を確認しておく。これも、北朝鮮側と同様、1998年9月頃を境に二つの時期に区分できる。

前期は、中国側に設置された警備哨所は少数で、密輸団を別にして、一般越境者への警戒は軽微であった。難民の増加に伴い国境沿いの村落の入口に「難民を助けるべからず」という趣旨の警告文を掲示していたが³⁵⁾、一般越境者には「同情的」であった。難民を発見した場合でも、故意に拘束しないことが多かったとされる。しかし、1998年9月下旬頃から、状況に著しい変化が生じている。

難民に対して同情的な朝鮮族の辺境防衛隊員を漢族主体に交替させたり、公安警察(国家安全部)が難民取締りに乗り出し、抜き打ちの家宅捜索と高額の罰金を朝鮮族村人に科するようになった。当初の罰金額は2,000~3,000人民元(平均的農家の一年間の現金収入に相当)であったのが、98年9月から大幅に引き上げられている(最高額5,000元)。99年11月には、難民を宿泊させたのではなく、間口で応対して食糧を分け与えただけで、密かに難民を追跡してきた公安警察に罰金を課せられるケースもあった。同じく、これまで一種の「治外法権的存在」であったキリスト教会にも罰金が科せられるようになった。都市部では5,000~50,000人民元に罰金が高騰している。これまでも散発的な難民摘発はあったが、密輸や人身売買の摘発に重点を置いた、多分に名目的な色彩が強かった。しかし、最近ではホームレスの難民孤児まで逮捕し、北朝鮮に強制送還している³⁶⁾。難民孤児たちは、摘発を恐れて市場に近づくことができず、食事にも事欠く状態となっている。

もうひとつの特徴は、漢族住民による密告(および公安当局による密告奨励)と並行して、「朝僑」と俗称される北朝鮮国籍を有する在中朝鮮人による密告が増加していることである³⁷⁾。くわえて、「逮捕組」と俗称される北朝鮮情報機関の要員が、朝僑と一体となり、いわゆる「色付き難民」(金正日体制に批判的言動をとる難民)を捜索して通報

している。「逮捕組」に逮捕権はないが、摘発の際に同行するなど、事実上、中国当局と共同で難民を摘発している。

以上のように、公文書に基づく確証は存在しないが、中朝両国による警備および取り締まりの連動状況から、何らかの難民政策が両者間で共有されているものと推測できる。

4 中朝両国の社会経済に及ぼす影響

中朝両国政府の難民政策の全体像は定かでない。しかし、両者が共有する政治的動機は比較的明瞭である。広い意味での治安対策がそれである。以下では、この観点から、北朝鮮難民問題が両国の社会経済および政治情勢に及ぼす影響について接近を試みる。

大規模な餓死や栄養失調の発生と並んで、大量の難民流出が北朝鮮の社会経済に深刻な影響を及ぼさずにおかないことは論を待たない。そのこともあり、通常、中国領内に長期潜伏する定住指向型の不法越境者に注意が向けられがちである。しかし、治安問題の観点からすれば、短期の還流型難民の存在が注目されてよい。

越境経験を有する住民は、外界との接触(および接触頻度の増大)により、政治意識が覚醒されることになる。国境近くの北朝鮮住民は、不法越境が比較的容易なため、短期間で帰還する「リピーター」の不法越境者が多い。一例を挙げれば、北朝鮮有数の戦略都市である咸境北道の茂山郡では、約12万人の住民の内、8割近くが一度は不法越境の経験を有するとされる。これにより、茂山郡では北朝鮮当局の政策への不満が相対的に強く³⁸⁾、北朝鮮で最も住民の政治的覚醒度の高い地域と目されている。同じ国境沿いの要衝都市である恵山市(両江道)の住民は、上述した地理的条件から茂山郡よりも「リピーター」が少ないため、「約3年遅れで茂山を追いかけている状態」と朝鮮族から評されている。前出の韓国仏教団体による調査で「貧乏になった理由」につき、政策失敗

や指導者責任を挙げる回答比率が高いのは、調査対象に茂山郡出身者が多数含まれているからと推測される³⁹⁾。

このように、短期の還流型の不法越境者は、一定期間継続的に増加すれば、北朝鮮国内の治安状況に大きな影響を及ぼすことになる。上述のように、短期還流型のリピーターへの処罰が厳格になってきているのは、体制側のこのような危機感を反映したものと思われる。

他方、難民の大量流入に伴い、中国当局も治安問題を重視し始めている。その国内的要因としては、吉林省の経済事情の悪化があげられる。

中国内陸部に位置する同省は、深刻な赤字問題に直面する国有独立採算企業を多数抱えている。なかでも、国有企業改革の際に大きな問題とされるのが、福利厚生費と余剰人員である。しかし、同省の延辺朝鮮族自治州は、国交樹立に先立つ中韓の経済交流により、91年から韓国の対中投資が急増した。主に製造業やサービス業への投資が活発化し、改革開放政策から取り残された東北三省の中でも活況を呈した。とりわけ、朝鮮族住民は雇用面で投資ブームの恩恵に浴することになった。ところが、97年に表面化した韓国の経済危機により、同地域への投資が激減することになる。韓国企業の撤退や倒産が相次いだのである。同時に、中国政府による国有企業改革の実施によって経営危機に陥る同州の国有企業が増加し、失業問題が深刻化した⁴⁰⁾。

不況の深刻化と難民の急増期(第四期)の重複が、中国当局による難民問題の治安問題視を招来したものと思われる。実際には、北朝鮮難民が重大な犯罪を引き起こした事例はほとんど見られない。それよりも、中国当局が問題視しているのは「将来の治安問題」である。国有企業改革が本格化して失業問題による社会不安が増大した場合、難民急増とそれによって発生する犯罪が「導火線」となって住民の不満に火が付くのでは、という危惧である。現在のところ同地域の少数民族問題は

相対的に極めて安定してはいるが、他地域での少数民族問題に悩む中国当局としては「神経質」にならざるをえない。朝鮮族住民によれば、強硬な難民政策への転換は、対北朝鮮外交の問題を別にすれば、現地の「収容能力」を超えた難民急増に伴う各種犯罪発生を未然に防止するため、と観測されている。

これとは別に、上述した高額な罰金が朝鮮族住民の経済的負担と精神的不満を高めている。難民が頻繁に訪れる国境付近の農村は、難民への同情と高額な罰金との間で「板挟み状態」に陥っている。とくに近年、農産物の政府買入れ価格が低迷し化学肥料等の工業製品価格が高騰するという狭状価格差の拡大が進行し、政府の農業政策に対する農民の不満は高まっている。実際、国境地帯の平均的農民の現金収入は、年間純益ベースで1,000人民元程度にまで落ち込んでいる。これは延吉市の平均的労働者の月収とほぼ同水準である。これに対して最高額で5,000元もの罰金を課する措置は、朝鮮族農民の強い反発を呼んでいる。

5 今後の課題と展望

これまでの現地調査⁴¹⁾では、北朝鮮の難民の大量発生が人道援助によって加速されたという、事前の想定外の事象を抽出することができた。同事象は、援助問題一般を考察する際にも、極めて示唆に富むように思われる。この点に関するより詳細な調査の必要性が認められるが、北朝鮮国内での調査が不可能な現時点では大きな限界がある。

また、中朝両国の難民政策(対策)の実態についても、一定程度まで明らかにすることができた。しかし、両国とも政策の変化が激しく、継続的な調査が必要とされる。これら変化の背景には両国の政治的および経済的な諸事情の変化が存在するものと思われるが、調査と分析が十分に及んでいない。これに関しては、近年の難民取り締まりの強化に伴い中国側でも調査活動がより困難となっている。この点、同一団体および同一個人による

調査は、技術的にも政治的にも、限界に近づきつつある。組織的かつ国際的な調査活動の連携の必要性が痛感される場所である。

中朝両国による1999年末頃からの警備強化と取り締まり強化により、新規の難民数は減少した。しかし、これは一時的現象に過ぎず、北朝鮮国内で同時期に部分的に復活した食糧配給が再度停止したことにより、本年3月から難民が激増し始めている。中国当局は大量逮捕と強制送還で対応しているが、見るべき防止効果を発揮していないようである。それどころか、今年4月18日には、強制送還に反発した難民による暴動事件が発生している⁴²⁾。中朝両国にとって、治安問題の観点からも、難民問題は新たな段階に差しかかっていると見えよう。

注

- 22) この点については、韓国の市民団体（前掲、KBSM）の調査が詳しい。同調査によれば、渡河地点の内、茂山郡近辺の地域への越境が全体の約68%を占めている（社団法人・良き友たち編「人間らしく生きたくて」[韓国語]、浄土出版、1999.12、ソウル、203頁、表4.5.2参照）。これに対し、恵山市のある两江道出身者は全体の約30%を占める（同上、193頁、表4.3.1参照）。
- 23) 最近（1999年秋頃）からは、長白県など朝鮮族人口の少ない地域に渡河する事例が増えている。これは従来の渡河地点の警備が著しく強化されたことによる。長白県では、中朝両国の国境警備隊と密輸団が連携し、密輸や集団越境が行われている。
- 24) 子供の場合には、拘束される危険が少ないので白昼に渡河するケースも少なくない。なお、北朝鮮側の警備兵は従来、渡河途中の越境者を発見しても発砲が禁じられていた。銃撃を加えて対岸の中国側住民に危害を加えた場合、外交問題に発展するのを恐れた措置であった。しかし、朝鮮族住民の証言によれば、1999年秋頃からは、致命傷を負わせない範囲で発砲を許可する指令が出されたという。ただし、本報告者は発砲事例を確認していない。
- 25) 上掲 KBSM 調査では、女性が48.7%を占め、10歳台と60歳台以上がそれぞれ1.9%と4.8%となっている（良き友たち編、180頁、表3.1.2、参照）。
- 26) 正規の住民戸籍ではなく偽造戸籍であるが、実生活上の不都合はとくにない。なお、強制人身売買の際の相場は2,500人民元程度とされる（1元=13~15円）。
- 27) 同協定の存在が報道等でしばしば言及されるが、本報告者は協定全文を未見である。
- 28) 『統一日報』1999.9.18、参照。
- 29) 北朝鮮当局は軍事服務規定を変更し、8~10年の服務期間を、入隊時年齢に関係なく30歳までとした。
- 30) この点については、朴東明(仮名)「ある北朝鮮難民脱者の中国—北朝鮮強制送還体験記(1)」(『RENK』第19号、2000.2.29)を参照されたい。
- 31) 「9.27施設」と俗称されるもので、1998年から設置された。これについては前掲『インサイド・ノースコリア』参照。
- 32) 「コップク」に相当する朝鮮語は存在せず意味不明である。
- 33) 通常、一年以上の長期間の中国滞在者、元在日朝鮮人帰国者、および日本人妻の関係者は「政治犯」に分類されるようである。最近では、中国での滞在中に関係なく再犯者（リピーター）も政治囚として扱われる。一部に「三振アウト」説（三回目で収容所送り）が流布されているが、本報告者の知るかぎりでは「再犯者」である。
- 34) ただし、茂山郡や稷城郡の出身者については、当該地域の社会安全部に直接移送される。「集結所」と地理的に近接しているための措置とみられる。
- 35) 警告文の内容は「不法越境者を助けたり、泊めたり、匿ってはならない」というもので、本報告者は1998年3月に現認した。また、中国公安当局の内部通信『延辺情報』（1997.11.19号）は、不法越境者の防止を通達している。
- 36) 派出所勤務の警察官に「4名以上の難民を逮捕しなければ月給を貰えないというノルマが課せられた」という風評が朝鮮族住民の間で流布しているが、公式文書では未確認である。また、「中国公安当局は九五年までに毎年、二、三百人の脱北者を送り返したが、九六年に五百八十九人、九七年五千四百三十九人、九八年六千三百人をそれぞれ北朝鮮に強制送還している」（『統一日報』1999.10.5）との報道がなされたが、公式文書では未確認である。
- 37) 朝僑は中国全土に約8,000人、延吉市には300人ほ

どが居住しているとされる。

38) 茂山郡では、政府の食糧配給政策に対する批判を公然と口にしたぐらいでは公安機関に逮捕されることはなくなったとされる。同郡出身の難民女性（20歳）からの聞き取り調査によれば、96年10月に茂山郡で青年男女約200名からなる「反政府組織」の摘発があり、首謀者20名が公開裁判に掛けられ、10名が農民市場で公開処刑される事件があったとされる。また、98年11月に実施した朝鮮族から聞き取り調査によれば、97年秋の収穫直後、茂山郡の労働党書記がヤミ市場でのコメ売買を禁止する旨の演説を行っ

たところ、一部住民の間から強い反発の声があがったとされる。

39) 前掲、KBSN 報告書、参照。

40) この点については、伊藤正一「中国大陸における国有企業改革と労働問題」（『問題と研究』第29巻7号、2000.4、所収）、および今村弘子「中国から見た北朝鮮経済事情」（朝日新聞社、2000.1）、参照。

41) 最新の調査は、2000年3月に実施したものである。

42) これについては『産経新聞』（2000.4.21、夕刊）および「時事—AFP」電（2000.4.21）を参照されたい。